

横須賀市教育改革パートナーによる教育改革支援に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横須賀市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が推進する教育改革を円滑に進めるため、教育改革パートナー（以下「パートナー」という。）の登録及び支援の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「パートナー」とは、教育長が登録した者で、教育改革に関する専門的知見又は実務経験を有し、横須賀市の教育の進展に前向きに協力する意思を有する者をいう。

2 この要綱において「支援」とは、次条に規定する支援をいう。

(支援の内容)

第3条 パートナーは、事務局の要請に応じ、次に掲げる支援を行う。

- (1) 施策・事業の企画、設計、実装及び評価・改善に関する助言
- (2) 会議、研修、ワークショップ等への参加、レビュー及びファシリテーション
- (3) 実証・モデル事業等に係る伴走支援（助言・整理及び改善提案）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める支援

2 支援は、対面又はオンラインにより実施できる。

(登録)

第4条 パートナーとして登録を希望する者は、教育長が別に定める方法により申請するものとする。

2 教育長は、前項の申請があったときは、適当と認める者をパートナーとして登録する。

3 登録期間は、登録の日から起算して1年経過した後の3月31日までとし、教育長が適当と認めるときは更新することができる。

4 教育長は、パートナーの氏名（又は団体名）、専門分野等を公表できる。ただし、本人の申出があるときその他公表が不適当な場合は、この限りでない。

(無報酬の原則)

第5条 パートナーの登録及び支援は、原則として無報酬とする。

(守秘義務)

第6条 パートナーは、支援により知り得た個人情報その他の情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。登録の期間満了又は解除の後も同様とする。

(遵守事項)

第7条 パートナーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利目的の宣伝・勧誘に支援を利用しないこと。

(2) 学校、児童生徒、保護者及び支援の関係者の名誉・信用を不当に害しないこと。

(3) 支援に関し利益相反のおそれがある場合は、事前に申し出ること。

(利益相反への対応)

第8条 教育長は、利益相反のおそれがあると認めるときは、当該パートナーの支援範囲の制限、当該案件からの除外その他必要な措置を講ずることができる。

(活動報告)

第9条 教育長は、必要に応じ、パートナーに対し支援の実施状況の報告を求めることができる。

2 パートナーが謝金等の支給を受ける場合は、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(登録の解除)

第10条 教育長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を解除し、又は一定期間支援要請を行わないことができる。

(1) 第6条又は第7条に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又は申告があったとき。

(3) その他教育長が不相当と認めるとき。

2 パートナーは、登録の解除を希望するときは、申し出るものとする。この場合においては、教育長は、パートナーの希望を考慮したうえで、登録を解除することができる。

(災害補償及び損害賠償)

第11条 パートナーの支援実施中の事故等による損害については、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、市は賠償の責めを負わないものとする。

(事務)

第12条 本制度の運用に関する事務は、事務局の教育総務部教育政策課において処理する。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年10月19日から施行する。